

特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会 表彰規程内規

表彰規程第7条により、次の内規を定める。

- 1 第2条の受賞資格については、次のとおりとする。
 - (1) 「廿日市市の体育・スポーツ界の向上、発展に多大の貢献があったもの」とはその年度に満50歳以上のもので、本会役員の職を15年以上、本会加盟団体の役員においては20年以上、引き続き役員として尽力し、その功績顕著なもの。指導者として、国際的、全国的に優秀な個人やチームを育成し、その功績顕著なもので、加盟団体が推薦したもの。
 - (2) 「国際大会において、優秀な成績をあげたもの」とはオリンピック大会、世界選手権大会及びアジア選手権大会等において上位入賞の成績をあげたもの。
 - (3) 「全国大会において、優勝したもの」とは(財)日本体育協会及び(財)日本体育協会加盟の中央競技団体が原則として、主催、共催及び主管で行われる全国大会で優勝したもの。
 - (4) 「世界記録、日本新記録（最高記録を含む）を樹立したもの」とは競技団体において、公認発表されたものとする。
 - (5) その他、会長が特に功績顕著であると認めたもの。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月11日 指令県文第90号）

この改正内規は、広島県の設立認証のあった日から施行する。